

越 監 公 表 第 1 3 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和元年（2019年）11月に定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年1月21日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 島 田 玲 子

定期監査結果報告書

I 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象（主として令和元年度分）

行財政部所管の財務に関する事務

- ・ 財政課
- ・ 行政管理課
- ・ 情報推進課
- ・ 市民税課
- ・ 資産税課
- ・ 収納課

(2) 選定理由

都市監査基準に基づいて実施するリスク・アプローチによる監査にあたり、過去の定期監査の頻度を考慮し、令和元年度の監査対象とした。

○ 前回の監査期間 平成28年10月12日から同年11月28日まで

《行財政部》 財政課 行政管理課 情報推進課
市民税課 資産税課 収納課

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、所管する財務に関する事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証憑書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証することを目的とした。

行財政部は財政計画、行政組織の管理及び行政の情報化に関すること並びに市税等の申告、賦課、徴収及び収納に関することなどを所管するが、リスクアセスメントの結果及び過去の監査結果等を踏まえ、収入事務、契約事務及び旅費の支出事務などについて主な監査の対象範囲とした。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
1 業務の遅滞が発生するリスク	ア 納入の通知は適正に行われているか。また、納期限の設定は適切か。 イ 督促、催告及び時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか。
2 過誤納金の未返金・返金遅滞が発生するリスク	ア 過誤納金の処理は適正に行われているか。
3 契約書等の不備・誤りが発生するリスク	ア 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 イ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
4 過大支出・過少支出が発生するリスク	(1) 旅費の支出について ア 計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。 イ 支出目的及び履行の確認が行われているか。

4 監査の実施内容

監査対象について、各所管に対し提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等により照合、審査し、現金の取扱いについては、実査、帳簿突合等を行った。また、事務手続や内部統制の整備状況及び運用状況については、関係職員から説明を聴取しつつ監査を実施した。

《監査項目》

(1) 収入事務

- ① 調定事務
- ② 収納事務
- ③ 現金取扱事務
- ④ その他の収入事務

(2) 支出事務

- ① 旅費の計算事務
- ② 契約事務
- ③ その他の支出事務

(3) 財産管理

- ① 物品の管理
- ② 債権の管理
- ③ 基金の管理

5 監査の期間

令和元年10月9日(水)から同年11月28日(木)まで

II 事務の概要

行財政部の主な事務は次のとおりである。

(越谷市組織規則による。)

課 名	主 な 事 務
財政課	(1) 財政計画に関すること。 (2) 予算編成及び執行管理に関すること。 (3) 財政諸報告に関すること。 (4) 地方交付税に関すること。 (5) 市債及び一時借入金に関すること。 (6) 財政状況の公表に関すること。 (7) 都市競艇に関すること。 (8) その他財政に関すること。
行政管理課	(1) 行政評価制度に関すること。 (2) 行政改革に関すること。 (3) 行政経営審議会に関すること。 (4) 行政組織及び職員の定数管理に関すること。 (5) 地方分権に関すること。 (6) 事務改善に関すること。 (7) 外部監査制度に関すること。
情報推進課	(1) 総合行政情報化計画に関すること。 (2) 総合行政情報システムに関すること。 (3) 情報セキュリティに関すること。
市民税課	(1) 税制に関すること。 (2) 税事務の総合調整に関すること。 (3) 税の統計に関すること。 (4) 納税思想の啓発に関すること。 (5) 個人住民税に係る申告、賦課及び減免に関すること。 (6) 法人に係る市民税の申告、賦課及び減免に関すること。 (7) 事業所税の申告、賦課及び減免に関すること。 (8) 軽自動車税の申告、賦課及び減免に関すること。 (9) たばこ税の申告及び賦課に関すること。 (10) 入湯税の申告及び賦課に関すること。 (11) 個人住民税、法人に係る市民税及び軽自動車税の証明(納税に関するものを除く。)に関すること。 (12) 課税台帳の整理保管に関すること。

資産税課	(1) 固定資産の調査及び評価に関すること。 (2) 固定資産税及び都市計画税の賦課及び減免に関すること。 (3) 固定資産等に関する課税台帳等の整理保管に関すること。 (4) 特別土地保有税に関すること。 (5) 固定資産に関する課税台帳等及び附属地図の閲覧に関すること。 (6) 住宅用家屋証明に関すること。 (7) 土地改良区賦課金の賦課調定に関すること。 (8) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (9) 固定資産税及び都市計画税の証明に関すること。
収納課	(1) 市税及び国民健康保険税の徴収及び収納管理に関すること。 (2) 納税証明書に関すること。 (3) 過誤納金の還付に関すること。 (4) 市税及び国民健康保険税の督促に関すること。 (5) 市税及び国民健康保険税の延滞金に関すること。 (6) 市税及び国民健康保険税の滞納処分に関すること。 (7) 納税義務の拡張に関すること。 (8) 納税の猶予に関すること。 (9) 税外債権の徴収に係る企画、助言、指導及び調整に関すること。 (10) 移管を受けた税外債権の徴収及び強制換価手続きに関すること。 (11) 土地改良区賦課金の収納管理に関すること。

Ⅲ 監査の結果

今回監査を実施したところ、行財政部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。一部に是正・改善を要する点（「指摘事項」）が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係諸規程を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

＜支出事務＞

（１）旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるもの及び未支給となっているものがあつた。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや旅費の請求手続に関することなどが規定されている。また、通勤手当の定期券保有区間分の旅費は減額調整を行うこととされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。
（資産税課）
- ② 定期券保有区間の考慮をせず、最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。（収納課）

- ③ 自宅帰着の旅行命令において、在勤地から目的地までの旅費額を限度としていなかったため過支給となっていたもの。(情報推進課)
- ④ 定期券保有区間分の旅費の減額調整方法を誤っていたため過支給となっていたもの。(情報推進課)
- ⑤ 定期券保有区間分の旅費の減額調整をしていなかったため過支給となっていたもの。(資産税課)
- ⑥ 旅費の請求手続に不備があったため未支給となっていたもの。(市民税課)

(2) 臨時職員賃金の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

臨時職員への賃金の支給状況を確認したところ、勤務時間数を誤って集計したため支給金額に不足が生じていたものである。(資産税課)